

1985年国籍法と沖縄の「無国籍児」問題

—「排除」と「包摂」のはざまで—

小林 淳子*

The 1985 Japanese Nationality Law and “Stateless Children” in Okinawa: between *Exclusion* and *Inclusion*

KOBAYASHI Junko

abstract

In the modern Japanese history, Okinawa has always been marginalized: sometimes excluded from the nation-state, and sometimes included into it by the Japanese government. In this paper, I will explore its logic of which the Nation-State takes possession when it decides the membership of Nation, through the process of the revision of the Nationality Law in 1985, according to ratification upon the Convention on the Elimination of All Forms of Discrimination against Women. Supported by the women's movement, it legitimates that children born between a Japanese mother and a foreign father acquire Japanese nationality as well as their counterpart. Although gender equality among Japanese parents got realized in the law, there still remained some problem: it did not apply to the stateless children born before 1965 in Okinawa, those who were eager to get Japanese nationality because of the effect only for them born after 1965; By analyzing this process, from multiple perspective, I will rethink historically of citizenship(nationality) in Japan and how the State traced draws a boundary of the Japanese at that moment, finally reevaluate of the Japanese Nationality Law.

Key words : Nationality Law, Nation-State, Gender-equality, Okinawa, “Stateless Children”

1 問題の所在と研究の目的

沖縄は、近代国民国家形成期に「琉球処分」¹によって日本に編入され、戦争中は「本土」²防衛の捨石にされ、戦後は、1952年の「サンフランシスコ講和条約（以下、講和条約）」により、事実上、米軍統治下に委ねられ「本土」から切捨てられた。1972年に「本土復帰」を果たすものの、日本の米軍基地の75%が集中する軍事基地の島である。沖縄の問題はいまもなお「本土」から等閑視され、沖縄はつねに「周辺化」されてきたといえる。沖縄は、このように日本という国民国家によって、暴力的に、あるときは「排除」され、あるときは「包摂」されてきた。国民国家（ネイション・ステイト）とは、国境線に区切られた一定の領域から成る、主権を備えた国家で、その中に住む人々（ネイション＝国民）が国民的一体性の意識（ナショナルアイデンティティ＝国民的アイデンティティ）を共有している国家のことをいう（木畑, 1994:5）。国家によって国民に付与される国民国家の成員資格が国籍であり、誰を「国民」として「包摂」し、誰を「非－国民」として「排除」するかは、国家の裁量による。「排除」と「包摂」という国家装置として法制化され機能するのが国籍法である。

キーワード：国籍法、国民国家、男女平等、沖縄、「無国籍児」

*平成17年度生 ジェンダー学際研究専攻

本稿では、沖縄における「無国籍児」問題の解決策という視点から「国籍法」改正の動きを追うことで、男女平等の原則にたった国籍法という側面のほかに、1985年国籍法が内包していた「排除」と「包摂」の論理を考察することを目的とする。具体的には、次のような手順で考察をおこなう。まず、初めに、戦後の沖縄において「無国籍児」が発生する背景と要因を概観する。第二に、沖縄での「国籍法」改正要求運動の背景と展開及び中心的な役割を果たしたアクターの活動を考察する。第三に、沖縄からの「国籍法」改正の要請が、どのように政策決定の場で議論されたのかを検討する。本稿では、これらを通じて得た知見から、沖縄の「無国籍児」問題が1985年国籍法の成立過程でどのように扱われ、「〈日本人〉の境界線」（小熊 1995）をどのように引き直すこととなったのか、そこに「排除」と「包摂」の論理はどのように作動したのかを確認する。

さて、1985年国籍法³については、「女子差別撤廃条約」⁴批准にむけての国内法整備の一環として成立したといわれている。この過程には、「国際結婚」⁵の当事者や官民の女性の改正要求運動があり、男女平等の原則にたった国籍法の実現は、女性の運動の成果として評価されている。一方で、そこに沖縄からの「無国籍児」問題の解決策としての改正要求があったという事実は見落とされがちである。「無国籍児」とは、多くが駐留米軍軍人や軍属と、沖縄の女性との間に生まれ、父系血統主義と出生地主義という日米の国籍法の違いによって、父方のアメリカの国籍も母方の日本の国籍も取得できない文字通り国籍をもたない子どものことで、1970年代はじめには、すでに沖縄では社会問題化していた。米軍軍人の父親が「不在」で、子どもたちは日本人の母と沖縄で生活する人が多いが、1985年まで「国際結婚」をした日本人女性には、子どもへの日本国籍継承が認められておらず、子どもたちは「日本国民」として何の権利もなかった。このような子どもたちにとっては「日本国籍」を取得できるか否かはまさに死活問題だったのである。だが、1970年代初めに国会での質疑⁶があったものの、「無国籍児」の問題は、「本土復帰」後も大きく取り上げられることはなく、「本土」では、一般的な認識にはなっていない。この問題について、「本土」の国籍法改正運動の中心にあった「アジアの女たちの会」国籍法グループの石田玲子は、機関誌『アジアと女性解放』の中で次のように述べている。

「私たちが、日本国民を父とする場合だけに子に日本国籍を認める国籍法の父系優先主義を、憲法の両性の平等に反するものとして改正を求める運動をはじめたとき、この最も切実な当事者である沖縄の無国籍の子どもたちとその母親の存在は、私たちの視野から完全に欠落していた。現地沖縄の国際福祉事務所の大成安隆事務局長からの電話によって国籍法改正問題について致命的ともいえる大きな欠落に、私たちははじめて気付かされた」（石田 1979:3）。

石田の「視野から欠落していた」という言葉が示すように、沖縄側からの指摘があるまで、米軍軍人と沖縄女性の「国際結婚」が抱える「無国籍」の子どもたちと国籍法の問題は、「本土」の男女平等の原則にたった国籍法改正運動の当事者の意識にさえのぼることはなかった。男女平等の原則にたった1985年国籍法は、女性たちの運動もあって成立したが、その過程で、沖縄の「無国籍児」問題はどのように位置づけられていたのであろうか。本研究の関心は、まさにこの点にあるといつてよい。

2 先行研究

先行研究としては、日本の国籍の誕生と「国際結婚」の関係性を歴史社会的に論じた嘉本伊都子の研究と、近代国民国家形成過程で「〈日本人〉の境界」がいかにひかれていったのかを論じた小熊英二の研究は、多くの示唆を含んでいる。嘉本の研究は、国籍を「船」の箱、戸籍を「家」の箱にみたて、「対外的日本人」と「対内的日本人」という分析概念を導き出した点で独創的なものである。嘉本は、国籍という概念の成立が「国際結婚」の実践を通じて、明治期の日本において形成されていく過程を描き、国籍法と戸籍制度が不可分のものであるという認識を示している。一方、小熊は、日本の近代国民国家形成期における日本の国籍法・戸籍法が内包していたシティズンシップの二面性を明らかにしている。そして、「日本という国民国家における政治的言説は、いかなる要因と形態によって、一群の人びとを『日本人』に包摂し、あるいは『日本人』から排除したのか」という問いを立てている。すなわち、国民国家が「国民」の境界を設定する際の力学を検証している（小熊 ibid.:4-5）。

だが、嘉本の議論は、1899年の「国籍法」公布の時点までの分析で終わっており、また小熊の分析も、沖縄が「本土復帰」を果たした以後の時期までは射程に入れていない。本稿では、嘉本や小熊の議論をふまえつつ、「排除」と「包摂」という観点からの考察に加えて、男女平等の原則にたった1985年国籍法成立と改正をめざした運動のもつ意味を問い直すことを試みる。沖縄に関する国籍問題を法学的研究にそって見てみると、おおまかにいって、1950年代半ばと1970年代前半から1980年代前半の時期に集中しているといえる。1950年には、戦後の民法改正⁷にともなって、それまでの「国籍法」も全面的に改正されることになった。当時、米軍占領下にあった沖縄住民の国籍についても国会で議論された。さらに1952年「講和条約」発効で、沖縄が米軍統治下に置かれることによる、沖縄住民の帰属の問題として浮上した。日本は沖縄に「潜在主権」⁸をもっているとみなされ、沖縄の住民の国籍は日本であるという主張が主流となった（平賀 1955:1-2, 川上 1955:166-7.）。1952年4月1日には「琉球政府」⁹が設立され、「琉球政府章典」¹⁰が公布された。1953年に戸籍整備法が制定され、「琉球戸籍」に記載のある者は「日本国籍」を持つと解釈された。他方、日本政府も、独自の戸籍管理をおこない、沖縄は、二元的な法制度の下に置かれた（西原 1975: 606-53）。一方、戦後の「過剰」な人口抑制政策として沖縄では積極的な移民が推進されたが、移民の「国籍」の解釈をめぐる三権を握る米民政府と日本政府の間で、しばしば齟齬をきたした（浅野 2004:311-49）。また、沖縄の漁船が航行中に第三国の軍隊から「不審船」¹¹として攻撃されるという事件が頻発した。沖縄住民のあいまいな地位は、沖縄と「日本本土」との渡航にも支障をきたし、1954年からは、沖縄から「日本本土」への渡航は、米民政府の許可証を携帯していかなばならなくなった。反対に「日本本土」から沖縄への渡航の際、沖縄への「入域」は米民政府の拒否にあうこともあったのである。このように沖縄住民は矛盾する日米のシティズンシップをもつことになったのである。

「無国籍児」問題は、「本土復帰」後の1970年代後半から議論の俎上にのぼった。この議論の端緒は、1958年から、沖縄の「混血児」¹²福祉にかかわってきた「沖縄国際福祉事務所（International Social Assistance Okinawa, Inc.以下ISAO）」の大城安隆による「沖縄からの提言（以下、「提言」）」¹³であろう（大城, 1979）。「提言」発表の後は、「本土」のマスコミ関係者や弁護士、法学研究者もまきこんだ議論が盛んになった（福地 1980, 本多 1982, 伊志嶺 1981, 伊高 1979, 喜多 1980）。さらに、「国籍法」や「無国籍児」問題のジェンダー視点からの分析として、若尾典子や金城清子などの研究がある（若尾 1983, 金城 1981）。また、1970年代後半から1980年代前半の国籍問題に関する質疑応答や参考人質問などが記録された国会議事録は、本稿では、当時の政府、国会議員、当事者や運動のアクターたちのそれぞれの姿勢を把握するのに有効な資料である。

3 沖縄の「無国籍児」が生まれる背景と要因

米軍基地は、人びとの生命や安全を脅かす一方で、産業基盤のない沖縄にあって、最大の雇用先でもあった。沖縄では基地のまわりに米軍軍人・軍属を相手にするバーやキャバレー、ダンスホールなどが一大歓楽街を形成していた。戦争で父や夫、きょうだいを失い、財産もなく生産手段ももたない女性たちを、米軍基地内の雇用や歓楽街での接客業が吸収していったのである。そこで、米軍軍人・軍属と出会い子どもをもうける女性もではじめた。沖縄の米軍基地は、1950年代の朝鮮戦争、1960年代のベトナム戦争の前線基地であり、多くの兵士がここから出撃し、また一時休暇の場所としていた。こうした兵士の中には、戦場からそのまま帰国して行方不明になるケース、韓国などの基地への異動で音信不通になるケースが多く、沖縄に残された母子の生活は苦しいものであった。このような状況の下で子どもが「無国籍」になるケースがではじめた。アメリカの国籍法は「出生地主義」を原則としているが、母親が外国人であって、子どもはアメリカ国外で生まれている場合、アメリカ人である父親が子どもにアメリカ国籍を取得させるためには、父親が10年以上、そのうち5年間は14才に達してからアメリカ国内で生活していなければならないという居住要件があった。一方、母親である日本人の女性には、日本の国籍法の規定により外国人との結婚で生まれた子どもには日本の国籍は継承させることができなかった（金城 1984:78）。米軍軍人として沖縄に来たアメリカ人男性は、多くが20才前後の若者で、アメリカ国籍法の居住要件を満たしていなかった。ここから、父系血統優先主義と出生地主義の日米の国籍法の規定のはざまにおちこんでいた子どもたちが「無国籍児」¹⁴となっていた。「日本国籍」取得は、沖縄で生活する限り、生存権にもかかわる問題である¹⁵。また、米軍軍人・軍属、及びその家族は、「日米地位協定」¹⁶により、沖縄での住民登録が

不要なため、沖縄の行政当局が「無国籍児」の実態¹⁷を把握することが妨げられていたことも問題の背景として見逃せないであろう。では、「無国籍児」問題を沖縄ではどのように解決しようとしたのか。

4 沖縄における「国籍法」改正運動

4.1. 沖縄の運動とその背景

沖縄では、「本土」とは異なる位相があり、運動の当事者による男女平等の原則にたった「国籍法」改正運動へと直ちに展開されない背景や要因がいくつか存在した。「本土」の「国際結婚」当事者の外国人配偶者の出身国や職業は多様であったが、沖縄での「国際結婚」といえば、外国人配偶者は、ほとんど駐留米軍軍人や軍属であり、しかも置き去りにされている母子は少なくなかった。「本土」では、当事者女性たちによる「なぜ、女には子どもへの国籍継承ができないのか」という問いは、法的な男女平等な地位だけでなく、文化的再生産の権利としての「国籍」継承¹⁸という観点からもなされ運動が展開されていた。これに対して、沖縄では、ISAOの支援のもとで、1977年に当事者組織として「国際児母の会」が結成されたが、多くの場合が夫は「不在」であり、子どもを抱えて生計を維持しなければならない女性が運動に参加することは実質的に無理であった。沖縄では米軍統治がはじまるのと同時に、米軍兵士による女性への強姦事件や殺人事件が多発し、沖縄の人びとの米軍への怒りを駆り立てた。そこには、地上戦を闘った「敵」のイメージや占領下の強圧的な土地接収などへの反発も重なった。一方、その対策として「特殊歓楽街」¹⁹構想がもちあがり、沖縄を二分して賛否両論が激しくぶつかりあった。賛成側には「良家の子女を守るための防波堤」論が根強くあり、売春を女性の人権問題としてとらえる論と対立した（外間 1986:65-6）。被植民者である沖縄男性は、人種的・性的に優越な植民地支配者である米軍軍人男性の劣位に置かれる。それゆえ、沖縄男性は、この性的支配に沈黙し、場合によっては荷担するか利益を得てきた（島袋 2001）。この沖縄特有の社会的背景は、米軍軍人・軍属と結婚した沖縄の女性たちへのまなざしに反映し、子どもに対する「アメリカー」「クロンボー」など差別的な呼称にも結びついた。また、「本土復帰」後においても、「反米」「反基地」「反戦」というスローガンの運動が優先せざるをえない沖縄では、「無国籍児」問題もまたその枠組みの中で周辺の問題としてしか位置づけられなかった。さらに、沖縄独特の「トートメー」という祖先の位牌と財産継承における男系優先の思想も女性の地位向上の動きに少なからず影響を与えていた。このように沖縄では、第一に、反米感情と米軍軍人と結婚した女性や「混血児」に対する差別があり、第二に、男性優位な沖縄社会が存在するために、「無国籍児」の問題解決を男女平等の原則にたった国籍法改正要求運動という女性の問題に結びつけることは容易ではなかった。これらを背景にして、「無国籍児」問題解決のためには、より多くの人びとを結集できる一致点として「子どもの権利」を前面に置く必要があった。すでに、1959年11月20日に国連で採択された「児童の権利宣言」では、第3条で「児童は、その出生のときから姓名及び国籍をもつ権利を有する」と謳われていたが、1979年の「国際児童年」は、この宣言をさらに強め、沖縄の「無国籍児」解決策をすすめる好機でもあった。沖縄では、このように、父母両系血統主義への国籍法改正は、「男女平等」実現というよりも、米軍支配から生じた「無国籍児」問題の根本的解決策として目指されたのである。それゆえ、沖縄からの国籍法改正要求には、すでに成人に達している「無国籍児」にも届出による「日本国籍」取得の道を開き、父親の扶養義務を果たさせるため、米国及び相手国と相互協定を結ぶこと、「国際児」救済のための基金制度の創設等が日米政府への要請としてなされたのである。

4.2. 「国籍法」改正運動と沖縄における女性運動のアクター

「無国籍児」問題の根本的解決策として目指された男女平等の原則にたった国籍法改正要求運動は、当事者組織である「国際児母の会」や、当時、一手に国際児問題を扱って財政難におちいていたISAOだけではたちゆかず、沖縄では既存の組織²⁰がこの運動にかかわることになった。その代表的な組織の一つが「沖縄県婦人連合会（以下、沖婦連）」である。「沖婦連」の前身は、1946年に設立した「沖縄婦人連合会（婦連）」である。「戦前の私たちは、教師としても、また婦人会の指導者としても、国家のいいなりになって軍国主義に加担してきた。戦後はその反省の上に立って主体的に組織づくりをし運動をしてきた…」「戦前から婦人会活動を続けながら、その時代はお上の言うことばかりきいて、国策や軍部に協力し、女性たち自身の地位向上運動はできなかった」

(外間 2001:200-3) という戦争責任と反省のもとに運動を再スタートさせた。1967年には、目的や性格の異なる女性団体が共通の問題解決にあたり一致点による運動をめぐりて結成された「沖縄県婦人団体連絡協議会」の加盟団体にもなった。「沖婦連」は、沖縄のエリート女性を中心にした、どちらかといえば保守的な「全国地域婦人団体連絡協議会（以下、「全地婦連」）」傘下の組織であるが、戦争体験やその反省があって、沖縄独特の反戦・反基地の意識をもっていた。と同時に、「沖婦連」が「無国籍児」問題にとりくむ背景には、戦後も「形式的シティズンシップ」は「日本国籍」でありながら、「実質的シティズンシップ」は米施政権下の法制度のもとで、しかも限定された形でしか保証されてこなかった沖縄の人びとの歴史と、「排除」され続けてきた日本国家に「包摂」されたいという当時の「祖国復帰運動」²¹が抱えていたねじれともいうべき欲望があった。このジェンダーと植民地支配という沖縄独特の構造は、沖縄におけるナショナリズムを高揚させた。ラディカルな「反復帰論」²²さえあった当時の沖縄社会では、「沖婦連」は、「本土」との結び付きも強く、「祖国復帰」を推進した体制内の中心的活動の一端を担っており、男性中心の沖縄社会において、「祖国復帰」後も、一定の発言権や影響力をもっていたともいえる。だからこそ、一見「無国籍児」問題とは無縁な「沖婦連」がこの国籍法改正運動の主体となり、やがて「国連婦人の10年」や「女子差別撤廃条約」など、女性の地位向上の問題と「無国籍児」問題を結びつけていくことが可能になったのである。「沖婦連」は、男女平等の原則にたった「国籍法」改正の実現は、米軍基地の集中する沖縄では、米軍軍人を父とする「無国籍児」問題の発生防止のためにも必要であるとして全国の「全地婦連」会員に運動への協力を呼びかけた。すなわち、「本土」の運動が求めている子どもへの国籍継承に関する男女平等の原則にたった国籍法改正は、沖縄の文脈では異なる意味をもち、沖縄と米軍との間の「対等」な関係の構築を迫るものでもあった。しかし、沖縄の会員以外には「無国籍児」も「国籍法」も当事者性の希薄な問題であり、「無国籍児」問題がようやく認知されることになったのは、1981年の「全地婦連」全国大会であった。

5 国籍法改正の議論と展開

5.1. 沖縄の「無国籍児」と「国籍法」改正

1984年になると、国籍法改正議論は大詰め段階に入り、関連法にもいくつかの改正の動きがみられた²³。そのうちの「国籍選択制度」は、父母からの国籍継承で「二重国籍」になった子どもが20才～22才の間でどちらかの国籍を選択する制度である。これは、結局、出生による国籍取得を「暫定的」なものとし、完全な日本国籍取得制度を別に設けると同じであった。沖縄に関連がある改正案のポイントは、国籍法改正にともなう経過措置の条件である。すなわち、1985年1月1日時点で(1)20才未満(2)出生時に母が日本国籍で、現在も日本国籍(母死亡の場合は死亡時に日本国籍)(3)以前に日本国籍だったことがない、という条件である。1950年国籍法の父系優先血統主義は、男女平等の原則にたった精神の憲法に抵触しており、経過措置を憲法の制定時である1947年にまで遡るべきか否かが議論になっていた²⁴が、政府は、1950年国籍法の合憲説にたち²⁵、遡及期間を1965年までとした。そして、1985年1月1日時点で、1965年以前に生まれた沖縄の20才以上の「無国籍」者には、「簡易帰化制度」で対応する²⁶とした。つまり、1985年国籍法によっても、子どもの年齢によって国籍継承が不可能な場合が存在することになったのである。とりわけ、沖縄の「無国籍児」とその母親にとって、この年齢条件は過酷なものであった。

5.2. 1985年国籍法における遡及期間とその根拠

政府は、国籍法改正について、「女子差別撤廃条約」の批准による国内法整備の一環としておこなうことを強調し、国籍取得条件について20才未満という年齢制限に固執した。この理由を検証する手がかりとして、1984年4月20日の衆議院法務委員会での内閣提出「国籍法及び戸籍法の一部を改正する法律案」に関する土井たか子衆議院議員と政府側とのやりとりがある。その一部を国会議事録から引用してみる。

○土井委員 (中略)これはやはり本来は憲法施行時までさかのぼらせるべきだというふうに、私はこの経過措置に対して思っている立場の人間です。したがって、そういうことからすると、(中略)沖縄の成人以上の無国籍者、これはもう既に何回となく取り上げられております。もう一つ、これは外国籍の人について

て、権利の救済にとって憲法施行時までさかのぼって考えるという物の考え方が不可欠だと思うのですが、これは後でこの外国籍の人についてこういう例があることをどのように取り扱われるかということを知りたいと思っておりますけれども、何か権利の救済にとって憲法施行時にさかのぼるということに不都合があるのでしょうか。ちょっとその点をまず聞かせておいてください。

(中略)

○枇杷田政府委員

弊害と申しますと、古くさかのぼればさかのぼるほどいろいろ国籍の問題としても大きな問題が出てくるだろう。殊に、従来の当委員会でも御説明申し上げているところでございますけれども、平和条約以前にさかのぼるということになりますと、平和条約の発効のときまで日本国籍を有していたということになるところの朝鮮戸籍あるいは台湾戸籍に入っておられた方々についても一つの要件を持つということになりますので、そういうようなことは、今度の附則五条の考え方とは異質のものが入ってくるという可能性がある、そういうふうな問題もあるということを指摘しておる次第でございます（強調は筆者）。

この中で、政府は、憲法制定時の1947年に遡ることができない理由として、1952年の「講和条約」締結以前に遡ると、朝鮮半島や台湾などの旧植民地出身の人びとにまで日本国籍取得要件が及ぶ可能性をあげている。したがって政府は、あくまでも「女子差別撤廃条約」批准による国内法整備にもとづいて「国籍法」改正をするのであり、「違憲」を根拠に「国籍法」を改正する²⁷のではないという主張を崩さなかった。そのためには、1965年²⁸以前に誕生した沖縄の20才以上の「無国籍」者も含む人びとを「国民」から「排除」する必要があった。1985年の国籍法は、かつて、朝鮮半島出身者を無理やり「箱」へ「包摂」し、戦後、「箱」から一方的に「排除」して切り捨てたのと同様に、今度は、同じ「〈日本人〉の母」から生まれながら、1985年時点で成人か否かによって、「〈日本人〉の子ども」のカテゴリーの内部に「国籍」という境界線を暴力的に引き直したのもであった。

6 1985年国籍法にみる「排除」と「包摂」の論理

本稿では、沖縄における「無国籍児」問題の解決策としての「国籍法」改正の動きを追いながら、男女平等の原則にたった国籍法として成立した1985年国籍法の意義と問題点を明らかにしつつ、「国籍」という「〈日本人〉の境界線」（小熊, ibid.）が内包する「排除」と「包摂」の論理について考察をおこなった。1985年の国籍法は、国籍の継承に父母両系主義を採用し、男女平等の原則にたった規定を設けた。

この改正を実現させたのは、「女子差別撤廃条約」や女性の運動の存在が大きい。しかし、沖縄が求めていた年齢制限のない経過措置の実施は実現されず、あらたな「法の下の不平等」を拡大することになった。田中宏は、国籍について考える視点の一つとして、歴史のなかで跡づけてみることも必要であり、歴史のなかの国籍をたどろうとすれば、それは避けがたく植民地統治にゆきつくと指摘している（田中 2007:102-3.）。かつての被植民者である「在日朝鮮人」と同様に、沖縄の人びとは、形式的には「日本国籍」でありながら、実質的に「日本国民」として扱われず、日本という国家によって翻弄されてきた。そもそも、「国籍法」改正運動の側にも「国籍法」そのものが「国民」に「国籍」を付与する根拠となる一方で、同時に「非一国民」を排他的にうみだし、「実質的シティズンシップ」を制限し、「周辺化」していく制度であることに対する認識の欠如があった。この認識が欠けたまま、1985年国籍法の成立を「女子差別撤廃条約」との関連で「女性問題」の視点からの評価に終始するのは、女性の運動の歴史上も、日本の国籍（シティズンシップ）を考える上でも果たして妥当かを問う必要がある²⁹。もちろん、筆者は、1985年国籍法成立の意義や女性の運動の果たした役割を過小評価するつもりは全くない。だが、「戦後政治の総決算」が叫ばれていた最中に成立した国籍法は、日本という国民国家が、過去の植民地統治との関係をふまえ国民の境界をより恣意的に厳密に引き直したものであった。そこで、実現したのは、限定された「男女平等」の国籍法であって、そこから、こぼれおちた人びとがいたことを想起せねばならない。沖縄の「無国籍児」問題は、軍隊、基地、植民地主義を背景とした民族、女性、子どもの人権といったシティズンシップの問題が十分議論されないままに、限定的な「男女平等」の国籍法改正が達成されたのではないかという疑問を生じさせる。国家による「排除」と「包摂」の論理と「周辺化」された人びとへの意識の欠如はいまもな

お問われ続けている³⁰。1985年国籍法の再考は、日本の国籍（シティズンシップ）の問題を歴史の中で民族、ジェンダー、階級など複眼的視点から再検討することでもある。これは筆者自身の今後の研究課題でもあることを確認して、本稿の結びとしたい。

【注】

- 1 1872年、明治政府が「琉球王国」を日本に併合したことをさす。
- 2 沖縄と日本をめぐる呼称は、立場性によって異なるが、ここでは便宜上、「本土」「日本本土」とする。
- 3 1950年の国籍法を「国籍法」、改正により成立したものを1985年「国籍法」と表す。
- 4 現在では、「国連女性の10年」「女性差別撤廃条約」と記すことも多いが、ここでは、「婦人」「女子」を使う。
- 5 「国際結婚」は、国籍の異なる者同士の結婚であるが、外国語訳にはない表現であり、内鮮結婚など、当時は「国籍」を同じくする結婚であったことに留意するために、こう表現する。
- 6 第67－国会参議院沖縄返還協定特別委員会－7号 1971（昭和46）年12月16日の渋谷邦彦議員、第73－国会衆議院法務委員会－3号 1973（昭和49）年10月18日稲葉誠一議員らが、沖縄の「無国籍児」に関する質問をおこなっている。しかし、解決策としては「帰化」の手續の簡素化を求めるに終わっている。
- 7 「日本本土」の民法は1947年に改正になるが、沖縄は米軍占領下にあり、その効力は及ばなかった。
- 8 「サンフランシスコ講和条約」第3条にもとづき、沖縄をアメリカを施政権者とする信託統治制度の下に置くことによって、沖縄は日本の領土であり、そこの住民は日本の国民である。すなわち、残存主権は残るが、日本の法律は適用されないとした。この主権を「残存主権」または「潜在的な主権」といった（垣花 1975:345-7）。
- 9 1952年、布告13号により米民政府によって全琉球を統一する政府として設置される。琉球政府行政首席は、米民政府長官の任命で、直接にも間接にも米軍側の指示に従わざるをえなかった（新崎 2005:8-9）。
- 10 布令38号により定められた、7章36箇条からなり、やや詳細に米国の統治権、琉球住民の範囲や権利、義務、行政、立法、司法府の具体的な組織や運営、琉球政府と市町村との関係を定めたもの（垣花 ibid.:338-9）。
- 11 沖縄の船は、船籍を表す国旗について日米どちらものも掲げられず、苦肉の策でデルタ旗を掲げていたため、国籍不明の不審船とみなされることがあった。
- 12 外国人と日本人の間にできた子どもの呼称は、現在では、「混血児」は用いられないが、本稿では、文脈に応じて「混血児」「国際児」を使用する。
- 13 1. 日本国の国籍法を改正して、無国籍の発生をなくすこと。2. 家族の扶養義務履行に関する日米間の相互協定を結ぶことによって扶養義務に関する裁判所の判決が相互に有効になるようにする。3. 日米児童福祉基金を設立し、相談事業補助、国際児の教育費・生活費の援助、福祉教育資金として使用する（「創立25周年記念誌」1983:62-4）。
- 14 「無国籍児」の類型は次のとおり。①「純粋無国籍」父親のアメリカの国籍法による本国法の居住要件（父親が10年以上、そのうち5年間は14才に達してからアメリカ国内で生活していなければならない）が不備であると同時に、父系優先主義の日本の国籍法では、母親の国籍も継承できないところから完全に「無国籍」になる場合である。②「未就籍無国籍」日本人の母親は、子どもの将来を考えてアメリカ人の父親に「胎児認知」をしてもらおうが、日本側では、そのことをもって、国籍法第2条の3に規定されている「父の知れないとき」にはあたらないとして子どもに日本国籍を与えない。また、法律婚ではないのでアメリカの国籍法でも子どもにアメリカ国籍を認めないことから、子どもは「無国籍」となる。③「婚姻外無国籍」日本人の母親とアメリカ人の父親との正式な法律婚でから生まれた子どもであるが、出生届けに必要な父親の本国居住要件に関する証明書がなくて、アメリカ領事館への出生届けが受理されない場合がある。父親がアメリカに帰り、その後、音信不通となった場合、母は離婚もできず、子どもは「無国籍」のままとなる。また、アメリカ人の夫とは法律上、結婚が継続されたまま、母親が他の男性との間に子どもをもうける場合、その間の子どもは、法律上、夫の子として扱われる。仮に離婚が成立していても、離婚成立後300日以内に生まれた子は、前夫の子どもであると推定される。父親が行方不明の場合の離婚手續は困難であるため、その子どもは「無国籍」となる（大城 1979:16-7）。
- 15 なお、たとえ子どもにアメリカ国籍があっても、母子家庭での苦しい経済状態では、子どもが渡米できずアメリカ国籍法の居住要件を満たすことができず、結果的に子どものアメリカ国籍は形骸化し、「無国籍」と同様になる場合も考慮に入れておかねばならない。
- 16 1952年、「日米行政協定」として調印。1960年に「日米地位協定」として正式に締結。第9条第2項により、軍人・軍属・家族は外国人登録の義務がない（「合衆国軍隊の構成員は……外国人の登録及び管理に関する日本国の法令の適用から除外される」）。したがって日本への出入国に際しパスポート提示・査証取得の義務がなく、また基地外に居住の場合は住民登録も不要で誰がどこに住んでいるのか把握出来ない。度重なる米兵の犯罪を受けて、駐留米軍当局は、2008年2月になって、はじめて基地外に住む米兵の数を明らかにした。
- 17 「無国籍児」の実数は把握できただけで、1980年に80名といわれている。
- 18 AMF海外協力グループの中には、在外日本人の公的教育機関である「日本語補習クラス」に、日本企業の駐在員の子どもは入学できても、「日本国籍」をもたないことを理由に子どもの入学を拒否された経験がある会員もいた。

- 19 1947年に民政府がコザ、那覇、前原、石川の数ヶ所に米軍人を慰安する施設の設置を米軍政府に要請した（外間1986:44-5.）
- 20 「沖縄弁護士会」「沖縄県教組」などがある。また沖縄県・市町村当局も福祉政策の一環として対策を検討していた。
- 21 沖縄の「祖国復帰運動」は、必ずしも一枚岩的に展開されたのではない。最終的な「復帰構想」の段階では米軍基地の扱いをめぐる革新と保守陣営とでは温度差があった。詳しくは、小熊（ibid.597-626）、中野&新崎（ibid.:191-217）を参照のこと。
- 22 当時の沖縄では、保守陣営に親米的な「沖縄独立論」があったが、それとは異なり、「個の位相」から、国家への同一化を拒否するという思想である。この「反復帰論」の論客として新川明がいる（小熊, ibid.:609-17）。
- 23 帰化に関する外国人配偶者の男女不平等な規定もあらためられ、また、外国人との婚姻で新しい戸籍を編製し、外国人の配偶者の姓を名乗ることも道を開いた。
- 24 国籍法改正が「両性平等オンリー」であり、民族差別や戸籍制度などの人権問題への配慮に欠けるという批判もあった（佐藤 1983:3-11.）。さらに、男女平等な国籍法改正を評価しつつも、「無国籍児」問題には、そもそも子どもの「国籍取得権」というアプローチが必要だったのであり、政府が「無国籍」の発生を放置してきたこと自体を問うべきだったという主張もあった（荻野 1981:3-11）。
- 25 1977年ヤコブ・シャピロ、千葉照子夫妻が「国籍法」の父系血統主義は憲法違反だとして東京地裁に提訴、1978年には、ウィリアム・ウェザーロール、杉山悦子夫妻が子の日本国籍確認を求めて同地裁に提訴した。しかし、1981年、「国籍法」はかろうじて合憲とした判決が下されている。
- 26 政府の主張は外国籍である成人には「帰化」が相当という判断と他の諸国に模して遡及の適用を未成年にするという主張であった。
- 27 西ドイツの連邦違憲裁判所は、1974年5月21日、「国籍法」の父系優先血統主義は、性別を理由とする法律の差別を禁止しているドイツ連邦共和国基本法第3条2項に抵触する」という判決を出した（安江 1984:196）。
- 28 1965年には、「日韓基本条約」が締結され、「在日韓国人法的地位協定」が成立した。あいまいな地位におかれてきた「在日朝鮮人」は完全に「定住外国人」となった。
- 29 たとえば若尾典子は国籍法改正と「無国籍児」問題が「女性」というより「子ども」の問題として大きく取り上げられた傾向があると指摘している（若尾, 1986:179-80）が、問題の本質を問うためには、さらに二項対立的でない視点が求められよう。
- 30 たとえば、2008年6月に最高裁判決がでた日比婚外子国籍確認訴訟もそのひとつである。

【参考文献】

- 浅野豊美, 2004, 「第二次大戦後米国施政権下沖縄人の移民・国際問題に関する基本史料」『愛知大学国際問題研究所紀要』311-49.
- 新崎盛輝, 2005, 『沖縄現代史 新版』岩波書店.
- 福地曠昭, 1980, 『沖縄の混血児と母たち』青い海出版社.
- 平賀健太, 1955, 「沖縄および沖縄島民の地位」『国際法外交雑誌』54巻6号:1(569)-26(594).
- 外間米子, 1986, 「屈辱と栄光からの出発」宮里悦編『沖縄・女たちの戦後—焼土からの出発』ひるぎ社:5-65.
- , 2001, 「婦人会の結成」那覇市総務部女性室編『なは・女のあしあと 那覇市女性史（戦後編）』第2章, 琉球新報社:200-3.
- 本田英郎, 1982, 『存在しない子どもたち—沖縄の無国籍児問題』汐文社.
- 石田玲子, 1979, 「男性優位の日本国籍法」『アジアと女性解放』No.7:3-10.
- 伊志嶺恵徹, 1981, 「国籍法の憲法問題—沖縄のいわゆる無国籍児問題と関連して—」『琉大法学』第28号:87-118
- 伊高浩昭, 1979, 「敗戦と反戦の谷間で—沖縄の国際児問題」『思想の科学』No.108:85-91.
- 垣花豊順, 1975, 「米国の沖縄統治に関する基本法の変遷とその特質」宮里政玄編『戦後沖縄の政治と法』東京大学出版会:325-37.
- 鹿野政直, 1994, 「周辺から 沖縄」歴史学研究会編『国民国家を問う』青木書店:184-200.
- 嘉本伊都子, 2001, 『国際結婚の誕生—（文明国日本）への道』新曜社.
- 川上太郎, 1955, 「沖縄における国際私法問題」『国際法外交雑誌』54巻1-3号:166-7.
- 喜多勝二, 1980, 「日本帰化への道遠い沖縄の“無国籍児”」『朝日ジャーナル』5月23号:123-7
- 木畑洋一, 1994, 「世界史の構造と国民国家」歴史学研究会編『国民国家を問う』青木書店:3-23.
- 金城清子, 1981, 「国籍法違憲訴訟と簡易帰化制度—沖縄の実情を考える」『ジュリスト』No.745.有斐閣:112-7.
- , 1984, 「沖縄からの報告」土井たか子編『「国籍」を考える』時事通信社:64-98.
- 西原惇, 1975, 「戸籍法制の変遷と問題点」宮里政玄編『戦後沖縄の政治と法1945-72年』. 東京大学出版会. 606-53.
- 中野好夫・新崎盛輝, 1976, 『沖縄戦後史』岩波書店.
- 小熊英二, 1998, 『〈日本人〉の境界—沖縄・アイヌ・台湾・朝鮮 植民地支配から復帰運動まで』新曜社.
- 大城安隆, 1979, 「沖縄からの提言—無国籍の子どもたち」『婦人通信』No.230:16-9.
- 荻野芳夫, 1981, 「国籍法の憲法的評価」『自由と正義』Vol.32, No.11. 日本弁護士連合会:4-11.
- 笹原桂輔, 1981, 「国籍と外交的保護及び国際人権問題」『自由と正義』Vol.32, No.11. 日本弁護士連合会:36-43.
- 佐藤文明, 1983, 「どこへ行く国籍法改正」『法と民主主義』No.179 日本民主法律協会:3-11

- 島袋まりあ, 2001, 「混血児を魅力化する男たち」 姜尚中編『ポストコロニアリズム』159-161.
- 田中宏, 2007, 「植民地統治を支えた国籍」 李洙任・田中宏著『グローバル化時代の日本社会と国籍』明石書店:102-25.
- 田中康久, 1981, 「親子関係と国籍」『自由と正義』Vol.32, No11. 日本弁護士連合会:28-35.
- 内海愛子, 1984, 「国籍に翻弄された人々」 土井たか子編『「国籍」を考える』時事通信社:136-54.
- 若尾典子, 1983, 「沖縄の無国籍児と国籍法改正」『法と民主主義』No.179:18-24. 日本民主法律協会
- , 1986, 「沖縄女性史研究への視角—柳田國男と伊波晋猷」『沖縄文化研究』12. 法政大学:179-215.
- 安江とも子, 1984, 「国籍法の望ましいあり方—『中間試案』をめぐる—」 土井たか子編『「国籍」を考える』時事通信社:187-218.
- 全国地域婦人連合会, 1984, 「沖縄返還運動」『全地婦連30年のあゆみ』:61-73.

【参考資料】

- 国際福祉相談所, 1983年, 『創立25周年記念誌』
- 国会議事録検索システム <http://kokkai.ndl.go.jp/> (2008年3月20日取得)